

平成30年度

水道事業会計予算書

生駒市

目 次

平成30年度	生駒市水道事業会計予算	1
平成30年度	生駒市水道事業会計予算に関する説明書	
平成30年度	生駒市水道事業会計予算実施計画	5
平成30年度	生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	10
平成30年度	給与費明細書	11
平成30年度	継続費に関する調書	16
平成29年度	生駒市水道事業予定損益計算書	17
平成29年度	生駒市水道事業予定貸借対照表	18
平成30年度	生駒市水道事業予定貸借対照表	20
注記		22

議案第7号

平成30年度 生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 50,000戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,189,540m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 33,396m ³ |
| (4) 一日最大配水量 | 38,386m ³ |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

老朽水道管更新事業

配水場電気設備更新事業

上水道地理情報システム更新業務

中央監視制御設備更新事業

水道施設耐震診断業務

イ 固定資産購入

水道メーター購入

車両運搬具購入

器具備品等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	3, 1 3 1, 8 0 3
第1項 営業収益	2, 4 7 8, 3 6 8
第2項 営業外収益	4 3 3, 0 4 3
第3項 特別利益	2 2 0, 3 9 2

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 8 6 8, 6 5 4
第1項 営業費用	2, 7 1 2, 4 4 8
第2項 営業外費用	4 0, 3 4 6
第3項 特別損失	7 5, 8 6 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 569, 537千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40, 729千円及び過年度分損益勘定留保資金528、808千円で補填するものとする。)

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	2 4 2, 5 6 6
第1項 寄附金	3 7, 7 6 2
第2項 納付金	7 6, 4 0 0
第3項 負担金	3, 2 7 6
第4項 分担金	1 2 5, 1 2 8

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資本的支出	8 1 2, 1 0 3
第1項 建設改良費	7 7 5, 9 1 0
第2項 企業債償還金	1 5, 1 9 3
第3項 還付金	1, 0 0 0
第4項 予備費	2 0, 0 0 0

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	配水場電気設備更新事業	300,000	30	200,000
				31	100,000

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 352,171千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、26,156千円と定める。

平成30年3月6日提出

生駒市長 小紫雅史

